

令和4年5月伊奈町農業委員会総会議事録

令和4年5月25日（水）

議 事 録

会 議 名 令和4年5月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和4年5月25日(水)

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前10時40分

招集場所 上下水道庁舎 第1会議室

応招委員(農業委員)

小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一 齋藤 勝明
秋山 英章 高山 貢一 青木 久眞 大塚 俊雄 戸井田武夫

応招委員(農地利用最適化推進委員)

渡辺 久夫 細田 光一 大島 久雄 加藤 幹夫 中村 仁

計 15 名

欠席委員(農業委員) なし

(農地利用最適化推進委員) なし

議事録署名 齋藤 勝明 秋山 英章

事務局職員 大野局長、岡野補佐、工藤主任、石井主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和4年5月の農業委員会総会を開催いたします。

本日は、農業委員は全10名の出席でございます。

推進委員は全員出席いただいております。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

(10:00開会)

議長

ただいまから、令和4年5月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、齋藤勝明委員 秋山英章委員を指名しますので、よろしく申し上げます。

はじめに、第1号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号10番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号10番について議案書1ページにある土地の表示、申請書住所・氏名及び申

請事由等説明。

本案件は〇〇の農地 1 5 8 1 m²の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するといった内容になります。

それでは事前にお配りいたしました「第 1 号議案 番号 10 番関係資料」をご覧ください。

資料 1 ページは申請書になります。

資料 2 ページは申請地の案内図になります。〇〇〇〇〇〇〇〇の〇に位置する、申請地と示した土地になります。

資料 3 ページは理由書となります。事業計画者は、太陽光発電施設の設置地として、周囲に高い建物がなく、1 0 0 0 m²以上の土地という条件で探していたところ、当該申請地が、日当たりも良好で、土地の形状もよく、効率的にパネルを設置できることなどから、事業計画地として選定したとのことです。

資料 4 ページ、5 ページは土地の全部事項証明書の写し

資料 6 ページは公図の写しです。

資料 7 ページ、8 ページは土地の利用計画図です。

資料 9 ページからは太陽光発電施設設置に関する資料でございます。

資料 1 0 ページ、1 1 ページが製品のカタログ。

1 2 ページ、1 3 ページが周囲に設置するフェンスの図面。

1 4 ページが収支シミュレーション。

1 5 ページが太陽光発電イメージ

1 6 ページ、1 7 ページが経済産業省担当部局からの事業認定の通知書。

1 8 ページから 2 3 ページが電気売買契約書

2 4 ページ、2 5 ページは東京電力からの託送供給承諾のお知らせになります。

資料 2 6 ページから 2 8 ページは資金計画書、見積書、残高証明書になります。

資料 2 9 ページは隣地同意書。

資料 3 0 ページから 3 9 ページは、法人の履歴事項全部証明書、定款。

資料 4 0 ページ、4 1 ページは、土地所有者の住民票、本人確認書類の写しになります。

資料 4 2 ページは委任状です。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明いたします。

まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第 3 種農地に区分されます。第 3 種農地に当てはまる要件といたしましては、「申請に係る農地からおおむね 3 0 0 m 以内に鉄道の駅が存在すること」となっております。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇から約 2 3 0 m の距離にあり、この要件を満たしております。よって第 3 種農地の転用は、立地基準におきましては、原則許可することとされております。

次に一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。

法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項はみあたりませんでした。

立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないも

のと思われます。

農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。

また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

本地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

日曜日に現地を確認し、地権者と話をしてきました。適正に管理されており、農地転用に関しては問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。

議長

今回の案件は普通の太陽光発電なので直接関係はありませんが、営農型太陽光発電について、伊奈町ではまだ事例はありませんが、近隣ではあるようで、いろいろな規定があるようです。8割の収量をどう確保していくのかなど。

また、太陽光発電が最近ニュースになることが多いが、町で規制を作っていく必要があるのではないか。

事務局

設置にあたっては、事業者として経済産業省に登録を行い、定められた製品の規格等を使用することとなるようだが、農業委員会としての審査項目としては、周辺農地への被害防除という点でしか基準とはしていない。

それでは、ほかにご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、10番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。

続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。岡野局長よろしくお願います。

岡野局長補佐

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

- ・ 蓮見委員積立金精算報告について
- ・ 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、令和4年度最適化活動の目標設定等の進捗状況について

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

6月27日、月曜日、伊奈町役場、3階、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(10:40閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和4年5月25日

会 長

署名委員

署名委員
